

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和4年4月28日（令和4年（行情）諮問第289号）

答申日：令和4年12月22日（令和4年度（行情）答申第434号）

事件名：特定の電子メールをプリントアウトしたものの不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月1日付け財理第3695号により、財務大臣（以下「財務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料については省略）。なお、審査請求人から、令和4年6月9日付けで意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

##### （1）財務省による本件対象文書の取得に係る経緯

ア 財務省大臣官房秘書課首席監察官は、特定日A、その職務の過程において、審査請求人を作成者とする内部通報書（特定日B付け。以下「本件内部通報書」という。）及び同書「証拠書類」欄列挙の18通の文書（以下「本件証拠書類」という。）を取得し、以後、「財務省に対する内部の職員等からの職務上の法令違反に関する通報に対する事務手続規則」（平成18年財務省訓令第15号）に基づく事務の実施のために、これらの文書（本件内部通報書及び本件証拠書類）を保存している。

イ 審査請求人は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律13条1項に基づき、財務大臣に対し、「開示請求者が特定日B付けで作成し、財務省大臣官房秘書課首席監察が（中略）特定日Aに受け付けた『内部通報書』と題する書面。ただし、開示請求の対象は、当該

文書の本文（証拠書類一覧を含む全7頁）のみとし、証拠書類は含まない。」を対象とする開示請求（特定日C付け）をし、これに対し、財務大臣は、特定日Dまでに、財秘第408号により、「財務省大臣官房秘書課首席監察官が特定日Aに受け付けた『内部通報書』」を全部開示する旨の決定（以下「別件開示決定」という。）をした。

(2) 別件開示決定により開示された文書（本件内部通報書）の内容

別件開示決定により、その全部が開示された行政文書（本件内部通報書）は、下記の内容を含むものである。

記

ア 特定法人の特定個人は、特定財務局長に対し、法4条1項に基づき、特定日E付け行政文書開示請求書により、「請求する行政文書の名称等」を「管内の国有財産、および旧国有財産について『陳情事案』として扱われたものが一覧できるもの（個別の事案の資料すべてではなく、各々の事案の所在地が分かる程度のもの。必ずしもリスト化されていなくても結構です）」とする開示請求をした。

イ 特定財務局長は、上記アの開示請求に対し、「当該文書を保有していない」ことを理由とする不開示決定（特定日F付け）をした。

ウ 特定財務局・統括法務監査官所属の職員は、特定日G頃、「審理1課（陳情・照会）」と題する行政文書であって、【受理年月日】、【陳情照会の別】、【陳情・照会者】、【陳情・照会者区分】、【陳情・照会関係議員】、【衆・参の別】、【政党の別】、【選挙区】、【陳情案件の相手方】、【相手方区分】、【受理者】、【受理方法】、【陳情・照会内容】、【事務所区分】、【新規・継続の別】、【本省への回答日】、【回答者】、【回答相手方】、【回答月日】、【説明者の回答内容】、【回答方法】、【進捗状況】及び【顛末】の各記載欄から構成される行政文書（特定期間の各年度に係るもの。以下、併せて「陳情照会リスト」という。）等が特定財務局において保存されているにもかかわらず、特定財務局長が上記イの不開示決定をしたことを認識し、特定日Hまでに、標題を「特定個人からの行政文書開示請求に対する不開示決定について」とし、作成名義を特定財務局・統括法務監査官とする文書（特定日H付け。以下「統括法務作成文書」という。）を作成の上、当該文書に基づき、特定財務局長に対し、当該不開示決定が違法である旨の報告をした。なお、統括法務作成文書には、別添資料として、①「行政文書開示請求書」と題する文書（特定日E付け）、②「行政文書不開示決定通知書」と題する文書（特定日F付け）、③「特定法人（特定個人）からの行政文書開示請求について」と題する文書（特定日I付け）及び④「回答振り」と題する文書が添付されていた。

エ その後、統括法務作成文書による指摘等を踏まえ、特定財務局・特定部A又は特定部Bにおいて、上記アの開示請求に対応する行政文書の保管状況を再確認したところ、①財務省・理財局・国有財産審理室担当者から特定財務局・特定部B・審理第1課担当者等に宛てた特定日J付け電子メール（件名を「特定事務年度の陳情対応フォローアップについて」とし、その本文において、「本事務年度が始まり、既に8ヶ月が経過いたしました。特定財務局については、他局を大きく上回り、陳情が発生しており、ご迷惑をおかけしております。また、本事務年度は、数多くの陳情があり、過去最高の件数になる見込みですが、当係の進行管理の甘さもあり、同じ案件2度、3度陳情になってしまった案件がございます。そこで、審理室長から、各陳情については、しっかりフォローアップするように。と指示がございましたので、（略）当係まで、別添Excelにある陳情について、現状を教えてくださいませんか。」などの記載があるもの）及び②当該電子メールに添付された「特定地区陳情照会確認シート.xls」とのファイル名の電子ファイル（記載欄として、【受理月日】、【陳情照会の別】、【陳情・照会者】、【陳情・照会者区分】、【陳情・照会関係議員】、【衆・参の別】、【政党の別】、【選挙区】、【陳情案件の相手方】、【受理者】、【陳情・照会内容】、【事務所区分】、【回答月日】、【本省コメント】、【特定財務局コメント】との各記載欄が設けられたもの。以下「陳情対応確認ファイル」という。）が発見された（以下、第2において上記①の電子メール本文、及び添付の「陳情対応確認ファイル」を併せて「本件電子メール」という。）。

オ 特定財務局の特定部C、特定部A及び特定部Bは、上記経緯を踏まえ、陳情照会リスト及び陳情対応確認ファイルが「請求者が求める行政文書に該当するのではないか」との意見を付した行政文書（「特定法人からの行政文書開示請求への対応について」と題するもの）を作成した。

以上

### (3) 財務省は本件対象文書を取得・保存していること

財務省大臣官房秘書課首席監察官は、上記(1)のとおり、特定日A、本件内部通報書及び本件証拠書類を取得しているところ、取得した本件証拠書類のうち、特定証拠の文書が、本件対象文書である本件電子メールをプリントアウトしたもの（紙媒体に出力したもの）に該当する。

また、財務省行政文書管理規則15条1項に基づき定められた「標準文書保存期間基準」のうち、「文書管理者」を「大臣官房秘書課長」とするものは、「大分類」を「令和〇年監察事務」とし、「中分類」を

「調査」とし、「小分類／行政文書の具体例」を「調査資料」とする文書の保存期限を3年と定めるほか、同規則15条8項は、当該保存期間の起算日につき、行政文書を作成又は取得した日の属する年度の翌年度の4月1日と定めている。

すなわち、財務省大臣官房秘書課首席監察官は、特定日A、その職務である監察事務の遂行上、本件対象文書である本件電子メールをプリントアウトしたものを取得しており、また、当該文書の保存期間は特定年A4月1日を起算日とする3年間とされている以上、本件対象文書は、財務省において引き続き保存されている。

#### (4) 結論

以上のとおり、財務省は、本件対象文書を取得・保存しており、したがって、本件対象文書の不所持を理由とする本件不開示決定は、法5条に違反し、違法なものである。よって、審査請求人は、財務大臣に対し、違法な本件不開示決定を取り消し、本件対象文書の全部を開示することを求める次第である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 令和3年8月30日付（同年8月31日受付）で、法3条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、本件対象文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。
- (2) 本件開示請求に対して、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、令和3年11月1日付財理第3695号により、不開示決定（原処分）を行った。
- (3) この原処分に対し、令和4年1月31日付（同日受付）で、行政不服審査法2条の規定に基づき、審査請求が行われたものである。

#### 2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると上記第2のとおりである。

#### 3 諮問庁としての考え方

##### (1) 本件対象文書を保有していないことについて

ア 本件開示請求に係る開示請求文言は「財務省の職員が職務上取得した文書であって、差出人を特定職員Aとし、送信日時を特定日時とし、宛先を特定職員B（特定財務局）らとし、件名を『特定事務年度の陳情対応フォローアップについて』とする電子メールをプリントアウトしたもの」となっている。

イ この請求文言にある特定職員Aは、特定年B当時財務本省に在籍していた職員であることから、当該職員が当時在籍していた部署の書架及び共有フォルダ等に該当する電子メールの保有が無いか、探索を行

ったものの、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。  
ウ また、念のため、特定職員Aが、同職員のメールフォルダや個人フォルダ等に、本件対象文書に該当する文書を保有していないか、同職員に確認したものの、保有が確認できなかったことから、原処分を行ったもの。

## (2) 本件開示請求の探索範囲について

ア 審査請求人は、令和4年1月31日付審査請求書において、特定個人が内部通報を行ったことを前提とした上で、財務省が当該個人から受理した内部通報に係る書類（以下「特定個人の内部通報書類」という。）を開示すべきと主張しているところ、特定個人の内部通報書類については、少なくとも開示請求文言から読み取れるものではない。

イ 行政文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うもの（詳解情報公開法37頁（総務省行政管理局編））とされている。また、開示請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」（法4条1項2号）は、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を要するものと解され、開示請求者が開示を求める文書自体を識別し得る事項を明らかにする必要があると解すべきとされている（令和2年度（行情）答申第277号）。これらを踏まえると、特定個人の内部通報書類について開示を求めるのであれば、開示請求書に対象となる探索範囲等特定個人の内部通報書類を特定するに足りる事項を明示的に記載する必要があるところ、その様な記載は認められないため、本件開示請求の探索範囲は妥当である。

ウ 更に付け加えると、仮に当初の開示請求書において、特定個人の内部通報書類の開示を求めることが明示されていたとした場合、本件対象文書の存否を答えるだけで、内部通報を行ったという特定の個人を識別することができる情報（法5条1号に該当する不開示情報）や内部通報者に対し圧力がかかるなど不利益を生じるおそれがある情報を開示することとなり、その結果、内部通報を行うことが困難となり、法令違反等にかかる情報の入手ができなくなるなどその事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのある情報（同条6号柱書に該当する不開示情報）を開示することとなることから、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することとなる。

## 4 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

## 5 結論

以上のことから、処分庁が法9条2項に基づき行った原処分は妥当であ

り、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月24日 審議
- ⑤ 同年12月15日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書を保有する部局を検討したところ、本件対象文書に係る電子メールの差出人とされている特定職員Aは、当該電子メールの送信日時当時、財務省理財局に在籍していたことから、本件対象文書は同局が保有しているものと解し、同局の執務室内、書庫、書架及びパソコン上の共有フォルダ内のデータ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 審査請求人が財務省本省の職員が職務上取得した文書の開示を求めているものと解され、本件対象文書に係る電子メールの差出人が財務省本省の職員であり、その受取人が特定財務局の職員であって、財務省本省の職員ではないことに鑑みれば、諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。また、探索の範囲や方法も不十分とはいえない。

- (3) したがって、財務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

##### 3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2(1)及び(3)において、本件対象文書は特定個人の内部通報書類の中にある本件証拠書類の一つである特定証拠の文書が本件対象文書に該当し、財務省は本件対象文書を取得している旨主張する。

しかしながら，本件開示請求文言から，審査請求人が開示を求める文書が特定個人の内部通報書類の中にある本件証拠書類の一つである特定証拠の文書であると特定することは困難であると認められるため，審査請求人の上記主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，財務省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦，委員 白井玲子，委員 常岡孝好

別紙（本件対象文書）

財務省の職員が職務上取得した文書であって、差出人を特定職員Aとし、送信日時を特定日時とし、宛先を特定職員B（特定財務局）らとし、件名を『特定事務年度の陳情対応フォローアップについて』とする電子メールをプリントアウトしたもの